

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（航空課） 112
○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（生物多様性保全課） 112
○北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
……………（生物多様性保全課） 113
○北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（林業木材課） 113

告 示

- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………（農業施設管理課） 114
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 114
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 114
○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 114
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 114
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 115
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 115
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課） 117
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（選挙管理委員会事務局） 117

公 表

- 水防法による洪水浸水想定区域の指定……………（維持管理防災課） 118

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 118

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 119

道公安委員会規則

- 道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 120

道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 122
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 122

道警察方面本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 122

規 則

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則
北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第18号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。
第20条中第16号の2を第16号の3とし、同号の次に次の7号を加える。
(16)の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。
(16)の5 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。
(16)の6 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
(16)の7 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。
(16)の8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
(16)の9 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(16)の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第20条第16号の次に次の1号を加える。

(16)の2 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第20条第22号の次に次の1号を加える。

(22)の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第20条第23号中「（平成16年法律第78号）」を削り、同条第23号の12中「（平成4年法律第75号）」を削り、同条第23号の13中「第57号の2」を「第57号の3」に改め、同条第43号の次に次の2号を加える。

(43)の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(43)の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第20条中第54号の7を第54号の8とし、第54号の3から第54号の6までを1号ずつ繰り下げ、第54号の2の次に次の1号を加える。

(54)の3 認定保護増殖事業等の実施のために条例第10条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第20条第55号の次に次の1号を加える。

(55)の2 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第20条中第57号の2を第57号の3とし、同号の次に次の1号を加える。

(57)の4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第20条第57号の次に次の1号を加える。

(57)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により道が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により道から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第20条中第59号の7を第59号の8とし、第59号の3から第59号の6までを1号ずつ繰り下げ、第59号の2の次に次の1号を加える。

(59)の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

第22条第1号ア中「第54号の5、第56号から第57号の2まで」を「第54号の6、第56号、第57号、第57号の3」に改める。

第35条第1号中「第16号の2」を「第16号の10」に、「第43号」を「第43号の3」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式まで及び別記第15号様式から別記第21号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第22号様式末尾の注の事項に次の1事項を加える。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第23号様式末尾の注の事項に次の1事項を加える。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第24号様式末尾の注の事項に次の1事項を加える。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第25号様式から別記第30号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第7号様式まで及び別記第15号様式から別記第30号様式までの改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項第2号中「卒業した者」の次に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第3号中「卒業した者」の次に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

別記第1号様式から別記第11号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第11号様式までの改正規定は、同年7月1日から施行する。

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第20号 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。 附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第204号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成31年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ
告 示	1 指定施業要件変更予定保安林 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
北海道告示第202号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。 平成31年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 理事・監事の別氏名住所変更前変更後 理事 山 本 栄 一 士別市多寄町38線東20番地 士別市東3条19丁目465番地104	(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
北海道告示第203号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成31年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第205号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。 平成31年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成31年北海道告示第151号 2 所在が不明な者 伊藤 淳一 北海道告示第206号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 洞爺公園洞爺線 有珠郡壮瞥町字滝之町474番1地先から 平成31. 3.29
同郡壮瞥町字東湖畔176番地先まで 午前11時

北海道告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮歌左 1 沢川（Ⅰ－22－0300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮歌左 2 沢川（Ⅰ－22－0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
貝取潤川（Ⅱ－22－0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡福島町字豊浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
野呂の沢川（Ⅰ－21－0760）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市大潤町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

杉沢の川（Ⅱ－21－0780）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市女那川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校横沢川（Ⅱ－21－0790）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市女那川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年 3 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島白符 2（Ⅰ－2－249－1287）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字白符（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島宮歌 1（Ⅰ－2－253－1291）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島宮歌2（Ⅰ－2－254－1292） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島宮歌3（Ⅰ－2－255－1293） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島宮歌4（Ⅰ－2－256－1294） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島宮歌5（Ⅱ－2－171－954） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字宮歌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島豊浜1（Ⅰ－2－259－1297）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字豊浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島豊浜2（Ⅰ－2－260－1298） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字豊浜、字吉岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山豊浦(1)（Ⅰ－2－122－1160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市豊浦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山豊浦(2)（Ⅰ－2－123－1161） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市豊浦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山豊浦1（Ⅱ－2－67－850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市豊浦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山大潤（Ⅰ－２－124－1162） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市大潤町、豊浦町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山中浜１（Ⅱ－２－68－851） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市中浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 恵山中浜２（Ⅱ－２－69－852） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市中浜町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第209号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年３月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量	A重油（ＪＩＳ １種１号） 765,000リットル 2 落札を決定した日 平成31年２月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 地崎商事株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北１条西３丁目３番地31 4 落札金額 63円50銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年１月８日付け北海道告示第17号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道告示第210号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成31年３月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 印刷物（投票用紙）の製造 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成31年２月４日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 凸版印刷株式会社 (2) 住 所 東京都台東区台東１丁目５番１号 4 随意契約に係る契約金額 30,780,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局
---	---

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目		(9) 乗用自動車の賃貸借 その9 3台分 一式	
		(10) 乗用自動車の賃貸借 その10 4台分 一式	
公 表		2 落札を決定した日 平成31年3月1日	
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成31年3月26日 北海道知事 高 橋 はるみ		3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(3)及び(5) ア 氏 名 株式会社トヨタレンタリース旭川 イ 住 所 旭川市東鷹栖4線10号1番地8 (2) 1の(2) ア 氏 名 北海道リース株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地 (3) 1の(4) ア 氏 名 北北海道ダイハツ販売株式会社 イ 住 所 旭川市永山2条3丁目1番20号 (4) 1の(6)から(10)まで ア 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋一丁目3番1号	
水 系 名 河 川 名 関 覧 場 所 一級河川石狩川 千 歳 川 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び千歳出張所 同 ママチ川 同 同 新ママチ川 同 同 長 都 川 同 同 茂 漁 川 同 二級河川流溪川 流 溪 川 北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課 二級河川様似川 様 似 川 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び浦河出張所		4 落札金額 (1) 30,240円 (2) 32,940円 (3) 29,700円 (4) 30,024円 (5) 29,700円 (6) 36,504円 (7) 37,692円 (8) 41,472円 (9) 105,948円 (10) 145,584円	
総合振興局告示及び振興局告示		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
北海道上川総合振興局告示第1011号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月26日 北海道上川総合振興局長 佐 藤 卓 也		6 一般競争入札の公告 平成31年1月29日付け北海道上川総合振興局告示第1001号	
1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借 その1 1台分 一式 (2) 乗用自動車の賃貸借 その2 1台分 一式 (3) 乗用自動車の賃貸借 その3 1台分 一式 (4) 乗用自動車の賃貸借 その4 2台分 一式 (5) 乗用自動車の賃貸借 その5 1台分 一式 (6) 乗用自動車の賃貸借 その6 1台分 一式 (7) 乗用自動車の賃貸借 その7 1台分 一式 (8) 乗用自動車の賃貸借 その8 1台分 一式		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	

北海道上川総合振興局告示第1012号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月26日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
 - 1台及び1月当たり 40,800枚
- 落札を決定した日
平成31年3月1日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社
 - 住所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- 落札金額
 - 基本料金 8,500円
 - 複写料金 0.68円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成31年2月1日付け北海道上川総合振興局告示第1002号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道上川総合振興局総務課
 - 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月26日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

- 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - A重油その1 117,000リットル
 - A重油その2 48,000リットル
 - A重油その3 130,000リットル
 - A重油その4 88,000リットル

- A重油その5 148,000リットル
- 灯油その1 93,000リットル
- 灯油その2 19,000リットル

- 落札を決定した日
平成31年3月13日
- 落札者の氏名及び住所
 - 1の(1)、(3)、(4)及び(6)
ア氏名 Y S ヤマショウ株式会社
イ住所 帯広市西1条南3丁目10番地2
 - 1の(2)
ア氏名 晃陽燃料株式会社
イ住所 帯広市東5条南21丁目1番地9
 - 1の(5)
ア氏名 三洋興熱株式会社
イ住所 帯広市西8条南7丁目1
 - 1の(7)
ア氏名 ミナミ石油株式会社
イ住所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- 落札金額
 - 62.60円
 - 71.00円
 - 62.40円
 - 63.40円
 - 62.80円
 - 64.80円
 - 71.29円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成31年1月29日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
 - 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月26日 北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之 1 落札に係る特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 北海道帯広養護学校スクールバス賃貸借契約（各1日当たりの単価） (2) 調達予定数量 ア Aバス1日3便 105日 イ Aバス1日2便 99日 ウ Bバス1日3便 105日 エ Bバス1日2便 99日 オ Cバス1日3便 105日 カ Cバス1日2便 99日 2 落札を決定した日 平成31年3月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道拓殖バス株式会社 (2) 住 所 河東郡音更町字然別北5線西37番地 4 落札金額 (1) 1の(1)のア 56,250円 (2) 1の(1)のイ 46,320円 (3) 1の(1)のウ 53,810円 (4) 1の(1)のエ及びカ 45,100円 (5) 1の(1)のオ 55,030円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年2月22日付け北海道教育庁十勝教育局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地	平成31年3月26日 北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫 北海道公安委員会規則第6号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第13条第3項第1号中「戸籍抄本」を「運転免許証」に改める。 別表4中 「<table border="1"><tr><td>一般国道38号</td><td>芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで</td></tr></table>」 を 「<table border="1"><tr><td>一般国道38号</td><td>芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで</td></tr><tr><td>一般国道38号</td><td>富良野市464番1から富良野市11644番53まで</td></tr></table>」 に、 「<table border="1"><tr><td>一般国道44号</td><td>釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで</td></tr></table>」 を 「<table border="1"><tr><td>一般国道44号</td><td>釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで</td></tr><tr><td>一般国道44号</td><td>釧路郡釧路町中央2丁目8番1から釧路郡釧路町字別保108番7まで</td></tr></table>」 に、 「<table border="1"><tr><td>一般国道228号</td><td>松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで</td></tr></table>」 を 「<table border="1"><tr><td>一般国道228号</td><td>松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで</td></tr><tr><td>一般国道229号</td><td>余市郡余市町黒川町7丁目22番から久遠郡せたな町瀬棚区本町367番42まで</td></tr></table>」 に、 「<table border="1"><tr><td>道道 小樽西インター線</td><td>小樽市塩谷4丁目77番12地先から小樽市塩谷3丁目76番18地先（道道小樽環状線交点）まで</td></tr></table>」	一般国道38号	芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで	一般国道38号	芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで	一般国道38号	富良野市464番1から富良野市11644番53まで	一般国道44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで	一般国道44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで	一般国道44号	釧路郡釧路町中央2丁目8番1から釧路郡釧路町字別保108番7まで	一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで	一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで	一般国道229号	余市郡余市町黒川町7丁目22番から久遠郡せたな町瀬棚区本町367番42まで	道道 小樽西インター線	小樽市塩谷4丁目77番12地先から小樽市塩谷3丁目76番18地先（道道小樽環状線交点）まで
一般国道38号	芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで																				
一般国道38号	芦別市北5条東1丁目から芦別市上芦別町50番35まで																				
一般国道38号	富良野市464番1から富良野市11644番53まで																				
一般国道44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで																				
一般国道44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで																				
一般国道44号	釧路郡釧路町中央2丁目8番1から釧路郡釧路町字別保108番7まで																				
一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで																				
一般国道228号	松前郡福島町字福島から檜山郡江差町まで																				
一般国道229号	余市郡余市町黒川町7丁目22番から久遠郡せたな町瀬棚区本町367番42まで																				
道道 小樽西インター線	小樽市塩谷4丁目77番12地先から小樽市塩谷3丁目76番18地先（道道小樽環状線交点）まで																				
道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。																					

を

道道 小樽塩谷インター線	小樽市塩谷4丁目77番12地先から小樽市塩谷3丁目76番18地先（道道小樽環状線交点）まで
道道 函館港線	函館市港町1丁目33番2地先（函館市道函館港幹線臨港道路湾岸線交点）から函館市港町1丁目33番1地先（一般国道227号交点）まで

に、

市道 星が浦南5号	釧路市星が浦南1丁目7番14地先から釧路市星が浦南1丁目6番1地先まで
-----------	-------------------------------------

を

市道 星が浦南5号	釧路市星が浦南1丁目7番14地先から釧路市星が浦南1丁目6番1地先まで
市道 相生通	富良野市本町6番29から富良野市本町2番27まで
市道 中央通1	富良野市本町2番27から富良野市朝日町3番1まで
市道 朝日通	富良野市朝日町3番1から富良野市朝日町3番1まで

に改める。

別記様式第14号中

本 籍	
住 所	

を

住 所	
-----	--

に改める。

別記様式第16号（裏）及び別記様式第16号の2（裏）中

講習・研修・表彰等の記録

を

安全運転管理者の業務
☐ 運転者の状況把握
☐ 安全運転確保のための運行計画の作成
☐ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
☐ 異常気象時等の安全運転確保の措置
☐ 点呼等による安全運転の指示
☐ 運転日誌の記録
☐ 運転者に対する指導

に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第147号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成31年3月28日から施行する。ただし、別表札幌方面苦小牧警察署の部駅前項の改正規定は、同月26日から施行する。

平成31年3月26日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

別表札幌方面苦小牧警察署の部駅前項所管区の欄を次のように改める。

苦小牧市旭町及び元中野町の1丁目から4丁目まで、王子町、汐見町、新中野町及び末広町の1丁目から3丁目まで、表町1丁目から6丁目まで、港町1丁目及び2丁目並びに若草町1丁目から5丁目まで

別表札幌方面苦小牧警察署の部上厚真項を次のように改める。

		上厚真	同 字上厚真538 番地1	同 字上野、字上厚真、字軽舞、字共栄、字共和、字清住、字鯉沼、字厚和、字鹿沼、字富野、字豊丘、字豊川及び字浜厚真
--	--	-----	---------------------	---

北海道警察本部告示第148号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月26日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 落札に係る特定役務の名称（保管場所標章作成1件当たりの単価）及び数量
 - 自動車保管場所データ入力業務
 - 年間委託予定件数 342,821件
- 落札を決定した日
平成31年3月8日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 一般財団法人北海道交通安全協会
 - 住 所 札幌市北区北30条西6丁目4番18号
- 落札金額
250円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月22日付け北海道警察本部告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月26日

北海道警察旭川方面本部長 宮 腰 憲 章

- 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - 自動車用ガソリン J I S 1号 59,000リットル
 - 自動車用ガソリン J I S 2号 134,000リットル
 - 軽油 J I S 各号 21,000リットル
 - ガソリンエンジン用オイル A P I S N 級 1,100リットル
- 落札を決定した日
平成31年3月7日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏 名 日東石油株式会社
 - 住 所 旭川市本町3丁目437番地239
- 落札金額
 - 146円
 - 136円
 - 116円
 - 700円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成31年1月25日付け北海道警察旭川方面本部告示第9号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
 - 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6

北海道警察旭川方面本部告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月26日

北海道警察旭川方面本部長 宮 腰 憲 章

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - (1) デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式
 - (2) 調達台数及び調達予定数量 13台及び1月当たり 196,200枚
- 2 落札を決定した日
平成31年3月7日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社栄進堂
 - (2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
- 4 落札金額
 - (1) 基本料金一式 34,000円
 - (2) 複写料金 0.75円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成31年1月25日付け北海道警察旭川方面本部告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
 - (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6